

地区まちづくり協議会長 様

地区まちづくり協議会連合会事務局

来年2月末までのイベント等における感染拡大防止ガイドラインについて（通知）

このことについて、市の感染症対策本部より、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室が発表した12月1日以降のイベントなどの開催制限のガイドライン等に関する情報提供がありましたので、下記によりその内容をお知らせします。

全国的に新型コロナウイルス感染症による感染者が増加傾向にあり、各地区まちづくり協議会において当面の行事の取り扱い等に悩まれていることと存じますので、本情報を各種催物の開催判断の参考としていただければ幸いです。

#### 記

<令和2年11月12日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長通知より>

#### 1 基本的な方針

- ・現在、政府は、12月1日以降の催物開催について、「当面来年2月末までは、感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく」としています。

#### 2 地域の行事等に対する考え方

(1) 地域で行われる全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるもの

→引き続き参加者等に、次の感染防止策及び感染拡大防止策を講じるよう呼び掛けたうえで開催が可能とされています。

- ①発熱や感冒症状がある者の参加自粛
- ②三密の回避
- ③十分な人と人との間隔の確保
- ④行事の前後における三密の生ずる交流の自粛
- ⑤手指の消毒
- ⑥マスクの着用
- ⑦厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）の活用
- ⑧参加者の連絡先等の提出

(2) 全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

→必要な感染防止策に加え、次の条件が全て担保される場合は、開催が可能とされています。

#### ①身体的距離の確保

移動時の適切な対人距離の確保、誘導人員の配置、区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保など

次頁に続く